

昭和52年7月1日

第122号

編集と発行

鹿児島市広報課

鹿児島市山下町11番1号 〒892

市役所のでんわ ② 1111

# かごしま 市民ひろば

## 市の人口(推計)

(52.6.1)	(前年同月比)
人口総数 474,695人	(+10,287人)
男 224,532人	(+5,373人)
女 250,163人	(+4,914人)
世帯数 156,260世帯	(+3,537世帯)



## まちづくりアート

## 市民みんなで陽光市民運動を

わたしたち市民は、鹿児島の都市像を「陽光あふれるみどりのまち」としています。

この都市像の四つの柱は、「住みよいまち」「しあわせのあるまち」「ゆたかな心の育つまち」「活気のあるまち」です。先月開かれた陽光あふれるみどりのまちづくり市民運動推進員大会では、市民と市が一体となってまちづくりに取り組む市民運動の推進を大会宣言として決議しています。都市化現象の進む中で、わたしたちも、ただかけ声だけでなく、もう一度じっくりこの市民運動の意義を考え、真剣に取り組まなければならないのではないかと思う。

### 住みよいまちづくり運動

### 公害や事故、犯罪をなくすために

- ①公害をなくし、よい環境をつくる
- ②植樹を進め緑のまちづくりに励む
- ③郷土の自然を大切にする
- ④庭や広場を花で飾りたやさない

### 花いっぱい、緑いっぱいをすすめるために

- ①家庭や地域からごみをなくす
- ②快適で住みよい町をつくる
- ③道路、河川や公共施設をよき
- ④小さな親切運動を推進する

### 人をいたわり親切にするため

- ①心身の不自由な人や老人を進んでいたわる
- ②ボランティア活動の組織化
- ③青少年をたくましく育てるために

### 活気あるまちづくり運動

### 楽しい買物ができるように

- ①よい商品を適正な価格で販売する
- ②店も客も明るく親切なマナーを身につける
- ③正確なばかりを使用し客に不信感を与えない

### 郷土経済の向上につくそう

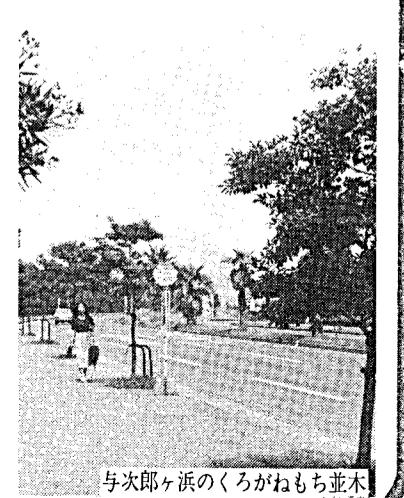
- ①中小企業振興のため体质改善を図る
- ②伝統的地域産業の振興を進めること
- ③労働者の生活安定と福祉向上につとめる
- ④市民レクリエーションの輪をひろげる

### 旅行者をあたたかく迎えるために

まもなく七夕です。色とりどりの色紙や短ざくが子供の喜びと夢を乗せて夏の朝風にゆれている姿など、何ものにもかえ難いものです。

ところが、緑色のタカラナは一年中食べられるようになりましたし、菊の花もいつでも花屋の店頭にあって、もはや秋の花ともいえません。季節を告げていた着物の色合いも乱れ、季節のふととなつていった郷土行事もだんだんと忘れられて、一年中が起伏と変化の乏しい日本になつていくようで、味気ない気がします。諸事、合理化され平均化されていく中で、天候気象の移り変わりは昔のままに秩序正しく流れています。私どもはこうした自然に心を留めて、生活の中に何とか季節感を残していくのです。

## みどり散歩



与次郎ヶ浜のくろがねもち並木

## 季節感

### 山とは安秀

昔ならつた兼好法師の徒然草に「折節の移りかわること、ものごとにあわれなれ」というくだりがありました。細かなことは忘れてしまいましたが、貧しい家の夕顔の花が白く見えて、蚊遣火が煙ついてる夏の景色や見る人もない寒月が空に澄みわたつている冬の情趣など、四季おりおりの風物が詳やかに描かれていたのを思い出ることができます。

兼好法師の昔にさかのぼらずとも、ある時代までには、まだ季節感がはつきりしていました。

五月のある朝、わが家の食卓に新しいタカラナの漬物が出され、目にしめるような緑と、つんと鼻をつく強い香りに『夏が来たなあ』と思いました。秋の空澄み菊の香高きと明治節の歌にもあつたように、菊の花はまぎれもなく秋の象徴でした。南北に細長く連なる日本列島は、四季の区別が鮮やかで、それが豊かな自然の色どりとなつて人間の目を楽しませ、あるいは時は流れのはかなさや永遠を感じさせてくれました。季節感は、その意味で日本の文化や日本人の思想と、大きなかかわりがあつたと思われます。

## かごしま市民のひろば



# 旅行者をあたたかく

観光週間  
八月一日～七日

玄関先として  
日頃から十分  
に清掃してください。

案内は  
親切に  
旅行者に道  
をきかれたり  
した場合は、  
ていねいな言  
葉使いで、親  
切に案内をす  
ることも、  
市民一人ひと  
りが市内にあ  
る史跡や市の歴史について熟  
知して気軽に応待できるよう  
にすることが必要です。

◎西郷史跡、市街地の美化清  
掃

◎特殊区間の一区七  
十円が八十円に、二  
区九十円が百円に  
○対キロ区間は、次  
の路線で一定区間の  
料金が十円ずつアッ  
プしました。

※実方、大明丘、坂元・田  
上、中園、谷山、宇宿、川  
添、西紫原、伊敷、動物園  
大学病院、谷山二号用地、  
武岡地、伊敷・西駅の以  
上十四路線

◎始発の早まつたもの  
方、大明丘、坂元・田  
上、日当平、冷水、西  
紫原、伊敷、玉里団地  
西玉里団地の各路線

◎終発の伸びたもの：実  
方、大明丘、日当平、冷水、玉里  
団地、西玉里団地の各路線

◎受講料 無料 ◎申込み期  
限 7月15日まで ◎申込み  
方法 ライブドリーラー(250641)  
まで直接お越しください。

★期間 8月5日～10月23日  
★会場 浜ヶ瀬券券  
★前大中小高小

水泳の使用開始  
市立公園内の水泳プールの  
使用を次により開始します。  
●共研公園プール・天文館公  
園プール ●期間 7月1日  
～8月31日 ●供用時間 9  
時30分～17時 ●入場料 大  
人は20円、小人は10円(50  
分間) ●中央公園幼稚園プ  
ール・甲突川左岸緑地あしか  
ブール ●期間 7月10日～8  
月31日 ●供用時間 11時～  
16時 ●入場料 無料

●問合せ先 市公園課

●受講者医療の配布

7月1日から「老人医療費  
受給者証」の色と受給者番号  
が変わります。受給者には、  
6月末まで郵送しました  
が、まだお手許に届いていない  
方はご連絡ください。なお  
今までの受給者証は無効と  
なり使用できませんのでご注  
意ください。

●問合せ先 市老人福祉課老

人医療係

●特典 訓練期間中は手当が  
支給されます。●問合せ先  
鹿児島公共職業安定所(262  
711)または市商工振興課

●問合せ先

鹿児島公共職業安定所(262  
707)

●訓練開始

8月25日

●電話 (24)1241

観光週間  
八月一日～七日

この暫定料金は、  
六月の三十日で、適  
用期間が満了したた  
め、この七月一日か  
らは新しい料金に改  
定されました。

料金の改定内容は  
次のとおりです。

普通料金

●北営業所の開設

六月一日から北営業  
所(下伊敷町明ケ窪)  
が業務を開始しました

これにより、次のよ  
うに便利になりました

これまで同様に市営バ  
スをご利用ください。

●新設されたもの：原

良団地(西駅経由)線

伊敷・西駅線の二系統

●増便されたもの：実

方、大明丘、坂元・田  
上、日当平、冷水、西  
紫原、伊敷、玉里団地

西玉里団地の各路線

●始発の早まつたもの  
方、大明丘、坂元・田  
上、日当平、冷水、西  
紫原、伊敷、玉里団地

西玉里団地の各路線

●終発の伸びたもの：実

方、大明丘、日当平、冷水、玉里  
団地、西玉里団地の各路線

●受講料 無料 ◎申込み期  
限 7月15日まで ◎申込み  
方法 ライブドリーラー(250641)  
まで直接お越しください。

●問合せ先 市老人福祉課老

人医療係

●特典 訓練期間中は手当が  
支給されます。●問合せ先  
鹿児島公共職業安定所(262  
711)または市商工振興課

●問合せ先

鹿児島公共職業安定所(262  
707)

●訓練開始

8月25日

●電話 (24)1241

## 西郷隆盛百年 記念乗車券を発行

特に、今年は西郷隆盛没後  
百年にあたり、いろいろな記  
念行事が繰りひろげられるた  
め、例年にもまして多くの観  
光客が訪れることが予想され  
ます。

これら観光客をあたたかく  
気持ちよく迎えるためには市  
民のみなさん一人ひとりの心  
がけが大切です。

まちをきれいに、  
ます、町の美化につとめま  
しょう。

たとえば、タバコの投げ捨  
てをやめ、チリを道路にすて  
ないよう心がけることはも  
ちろんのこと、自分の家やお  
店の前の道路なども、自家の

市交通局では、西郷隆盛  
の没後百年を記念して、写  
眞のよきな記念乗車券を発  
売しています。美しいカラ  
ー写真で裏面には説明書き  
がしてあります。

○値段 四百円(八十円券  
五枚一組袋入り)

○発売所 定期券発行窓口  
(交通局、市役所前バス  
営業所)、回数券委託発  
売所、市設観光案内所、  
博覧会場

○問合せ先 市交通局 (57  
二一一内線二七六)

○抽せん場所 中央公民館

## 節水にご協力を 八月一日は「水の日」

毎日の生活に欠かせない水  
気を使っていますが決して  
無限のものではありません。

これから八

月にかけては

例年水の需要  
が高く、高台  
などでは、水  
の出が悪くな  
ったり、断水  
することがよ  
くあります。

そんなこと  
のないよう、  
節水に心がけ  
ることを必  
ず実行してく  
ださい。

○洗車などは一回ごとに水を  
バケツにくんで行う

○自動洗浄便器のあるビルや  
学校などでは、夜間はバル  
ブを閉めるようにする

○外出先でも、家庭と同様に  
気をつけて水を使う

ます。

○お風呂の水は入れ過ぎない  
容器に水をくんで使い、水  
を出しっぱなしにしない

○お風呂の水は、洗たく  
掃除、まき水に利用する

○お風呂の水は入れ過ぎない  
わから過ぎないようにする

○お風呂の残り水は、洗たく  
掃除、まき水に利用する

○お風呂の水は入れ過ぎない  
わから過ぎないようにする

○お風呂の水は、洗たく  
掃除、まき水に利用する

○お風呂の水は入れ過ぎない  
わから過ぎないようにする</p

## 西郷終えんの地



西郷どん

シリーズ⑦

明治十年、  
西郷さんは洞  
窟を出て矢玉  
の飛び交う中  
を岩崎谷口に向  
かいました。途中、別府晋  
介と辺見十郎太が「ここら  
で」ときくと、「本道に出  
てから立派にはてよう…」



(城山にある終えんの地)

と答えて、さらに歩を進めた時、流弾が西郷さんの腰と太ももにあたりました。歩くことのできなくなつた西郷さんは、もはやこれまでと、別府晋介を顧りみて「普どん、もうここでよか」と呼びかけ、別府の介錯により、この地で四十九歳の生涯をとりました。

同和問題は、これまでくりかえし述べてきましたように『人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する重大な問題』であると同時に日本国憲法によって日本国民みんなに保障されている基本的人権に関する大きな問題』でもあります。

## 理解しましよう

(その二……①)

この問題は、大正時代における米騒動や、全国水平社の解放運動を契機に、重大な社会問題として認識がなされ、以来環境改善の対策などが講じられて来ました。

しかし、同和地区に関する和対策は、この答申の精神を尊重して行われています。

そこで、同和問題について

(以下次号)

納期

市民のひろば - MBC - 8時放送  
投票をなくす  
史跡(1)  
市政の窓 - KTS - 14時55分放送  
7月の放送日 - 2日・9日・16日  
23日・30日

固定資産税(第2期)  
原公館、平川小、福平小  
9日は谷山農協錫山支所  
納期限 7月31日

予防のポスター  
食品安全  
問合せ中央保健所  
58-2321

保健

◇連絡員 加治屋敷、満吉満  
造成地 災害防止連絡員  
宅地 災害防止連絡員  
●白い線が二本のとき  
人はどちらも車両の駐停車禁止  
路側帯 (おわび)  
◇場所 県文化センター  
◇講師 福田恒存 ◇演題 私の日本文化論  
※入場無料

◇対象 中学校卒業程度の学力を認定する試験で、合格者には高校入学の資格が与えられます  
◇期間 7月1日～31日(9時～16時30分) ※月曜休館  
◇場所 市立美術館

橋口五葉版画展

中学校卒業程度の学力を認定する試験で、合格者には高校入学の資格が与えられます  
◇対象 病気などやむをえない理由のために義務教育を修了していない方で、来年3月31日現在満15歳以上になる人

◇願書受付け 8月16日～9月16日  
◇期間 11月11日  
◇受付け問合せ先 県教育庁  
学校教育課 (26-8111)

中学校卒業程度の学力を認定する試験で、合格者には高校入学の資格が与えられます  
◇対象 病気などやむをえない理由のために義務教育を修了していない方で、来年3月31日現在満15歳以上になる人

◇願書受付け 8月16日～9月16日  
◇期間 11月11日  
◇受付け問合せ先 県教育庁  
学校教育課 (26-8111)

中学校卒業程度の学力を認定する試験で、合格者には高校入学の資格が与えられます  
◇対象 病気などやむをえない理由のために義務教育を修了していない方で、来年3月31日現在満15歳以上になる人

◇願書受付け 8月16日～9月16日  
◇期間 11月11日  
◇受付け問合せ先 県教育庁  
学校教育課 (26-8111)

中学校卒業程度の学力を認定する試験で、合格者には高校入学の資格が与えられます  
◇対象 病気などやむをえない理由のために義務教育を修了していない方で、来年3月31日現在満15歳以上になる人

◇願書受付け 8月16日～9月16日  
◇期間 11月11日  
◇受付け問合せ先 県教育庁  
学校教育課 (26-8111)

中学校卒業程度の学力を認定する試験で、合格者には高校入学の資格が与えられます  
◇対象 病気などやむをえない理由のために義務教育を修了していない方で、来年3月31日現在満15歳以上になる人

◇願書受付け 8月16日～9月16日  
◇期間 11月11日  
◇受付け問合せ先 県教育庁  
学校教育課 (26-8111)

中学校卒業程度の学力を認定する試験で、合格者には高校入学の資格が与えられます  
◇対象 病気などやむをえない理由のために義務教育を修了していない方で、来年3月31日現在満15歳以上になる人

◇願書受付け 8月16日～9月16日  
◇期間 11月11日  
◇受付け問合せ先 県教育庁  
学校教育課 (26-8111)

中学校卒業程度の学力を認定する試験で、合格者には高校入学の資格が与えられます  
◇対象 病気などやむをえない理由のために義務教育を修了していない方で、来年3月31日現在満15歳以上になる人

◇願書受付け 8月16日～9月16日  
◇期間 11月11日  
◇受付け問合せ先 県教育庁  
学校教育課 (26-8111)

中学校卒業程度の学力を認定する試験で、合格者には高校入学の資格が与えられます  
◇対象 病気などやむをえない理由のために義務教育を修了していない方で、来年3月31日現在満15歳以上になる人

◇願書受付け 8月16日～9月16日  
◇期間 11月11日  
◇受付け問合せ先 県教育庁  
学校教育課 (26-8111)

中学校卒業程度の学力を認定する試験で、合格者には高校入学の資格が与えられます  
◇対象 病気などやむをえない理由のために義務教育を修了していない方で、来年3月31日現在満15歳以上になる人

◇願書受付け 8月16日～9月16日  
◇期間 11月11日  
◇受付け問合せ先 県教育庁  
学校教育課 (26-8111)

中学校卒業程度の学力を認定する試験で、合格者には高校入学の資格が与えられます  
◇対象 病気などやむをえない理由のために義務教育を修了していない方で、来年3月31日現在満15歳以上になる人

◇願書受付け 8月16日～9月16日  
◇期間 11月11日  
◇受付け問合せ先 県教育庁  
学校教育課 (26-8111)

中学校卒業程度の学力を認定する試験で、合格者には高校入学の資格が与えられます  
◇対象 病気などやむをえない理由のために義務教育を修了していない方で、来年3月31日現在満15歳以上になる人

◇願書受付け 8月16日～9月16日  
◇期間 11月11日  
◇受付け問合せ先 県教育庁  
学校教育課 (26-8111)

中学校卒業程度の学力を認定する試験で、合格者には高校入学の資格が与えられます  
◇対象 病気などやむをえない理由のために義務教育を修了していない方で、来年3月31日現在満15歳以上になる人

◇願書受付け 8月16日～9月16日  
◇期間 11月11日  
◇受付け問合せ先 県教育庁  
学校教育課 (26-8111)

中学校卒業程度の学力を認定する試験で、合格者には高校入学の資格が与えられます  
◇対象 病気などやむをえない理由のために義務教育を修了していない方で、来年3月31日現在満15歳以上になる人

◇願書受付け 8月16日～9月16日  
◇期間 11月11日  
◇受付け問合せ先 県教育庁  
学校教育課 (26-8111)

中学校卒業程度の学力を認定する試験で、合格者には高校入学の資格が与えられます  
◇対象 病気などやむをえない理由のために義務教育を修了していない方で、来年3月31日現在満15歳以上になる人

◇願書受付け 8月16日～9月16日  
◇期間 11月11日  
◇受付け問合せ先 県教育庁  
学校教育課 (26-8111)

中学校卒業程度の学力を認定する試験で、合格者には高校入学の資格が与えられます  
◇対象 病気などやむをえない理由のために義務教育を修了していない方で、来年3月31日現在満15歳以上になる人

◇願書受付け 8月16日～9月16日  
◇期間 11月11日  
◇受付け問合せ先 県教育庁  
学校教育課 (26-8111)

中学校卒業程度の学力を認定する試験で、合格者には高校入学の資格が与えられます  
◇対象 病気などやむをえない理由のために義務教育を修了していない方で、来年3月31日現在満15歳以上になる人

◇願書受付け 8月16日～9月16日  
◇期間 11月11日  
◇受付け問合せ先 県教育庁  
学校教育課 (26-8111)

中学校卒業程度の学力を認定する試験で、合格者には高校入学の資格が与えられます  
◇対象 病気などやむをえない理由のために義務教育を修了していない方で、来年3月31日現在満15歳以上になる人

◇願書受付け 8月16日～9月16日  
◇期間 11月11日  
◇受付け問合せ先 県教育庁  
学校教育課 (26-8111)

中学校卒業程度の学力を認定する試験で、合格者には高校入学の資格が与えられます  
◇対象 病気などやむをえない理由のために義務教育を修了していない方で、来年3月31日現在満15歳以上になる人

◇願書受付け 8月16日～9月16日  
◇期間 11月11日  
◇受付け問合せ先 県教育庁  
学校教育課 (26-8111)

中学校卒業程度の学力を認定する試験で、合格者には高校入学の資格が与えられます  
◇対象 病気などやむをえない理由のために義務教育を修了していない方で、来年3月31日現在満15歳以上になる人

◇願書受付け 8月16日～9月16日  
◇期間 11月11日  
◇受付け問合せ先 県教育庁  
学校教育課 (26-8111)

中学校卒業程度の学力を認定する試験で、合格者には高校入学の資格が与えられます  
◇対象 病気などやむをえない理由のために義務教育を修了していない方で、来年3月31日現在満15歳以上になる人

◇願書受付け 8月16日～9月16日  
◇期間 11月11日  
◇受付け問合せ先 県教育庁  
学校教育課 (26-8111)

中学校卒業程度の学力を認定する試験で、合格者には高校入学の資格が与えられます  
◇対象 病気などやむをえない理由のために義務教育を修了していない方で、来年3月31日現在満15歳以上になる人

◇願書受付け 8月16日～9月16日  
◇期間 11月11日  
◇受付け問合せ先 県教育庁  
学校教育課 (26-8111)

中学校卒業程度の学力を認定する試験で、合格者には高校入学の資格が与えられます  
◇対象 病気などやむをえない理由のために義務教育を修了していない方で、来年3月31日現在満15歳以上になる人

◇願書受付け 8月16日～9月16日  
◇期間 11月11日  
◇受付け問合せ先 県教育庁  
学校教育課 (26-8111)

中学校卒業程度の学力を認定する試験で、合格者には高校入学の資格が与えられます  
◇対象 病気などやむをえない理由のために義務教育を修了していない方で、来年3月31日現在満15歳以上になる人

◇願書受付け 8月16日～9月16日  
◇期間 11月11日  
◇受付け問合せ先 県教育庁  
学校教育課 (26-8111)

中学校卒業程度の学力を認定する試験で、合格者には高校入学の資格が与えられます  
◇対象 病気などやむをえない理由のために義務教育を修了していない方で、来年3月31日現在満15歳以上になる人

◇願書受付け 8月16日～9月16日  
◇期間 11月11日  
◇受付け問合せ先 県教育庁  
学校教育課 (26-8111)

中学校卒業程度の学力を認定する試験で、合格者には高校入学の資格が与えられます  
◇対象 病気などやむをえない理由のために義務教育を修了していない方で、来年3月31日現在満15歳以上になる人

◇願書受付け 8月16日～9月16日  
◇期間 11月11日  
◇受付け問合せ先 県教育庁  
学校教育課 (26-8111)

中学校卒業程度の学力を認定する試験で、合格者には高校入学の資格が与えられます  
◇対象 病気などやむをえない理由のために義務教育を修了していない方で、来年3月31日現在満15歳以上になる人

◇願書受付け 8月16日～9月16日  
◇期間 11月11日  
◇受付け問合せ先 県教育庁  
学校教育課 (26-8111)

中学校卒業程度の学力を認定する試験で、合格者には高校入学の資格が与えられます  
◇対象 病気などやむをえない理由のために義務教育を修了していない方で、来年3月31日現在満15歳以上になる人

◇願書受付け 8月16日～9月16日  
◇期間 11月11日  
◇受付け問合せ先 県教育庁  
学校教育課 (26-8111)

中学校卒業程度の学力を認定する試験で、合格者には高校入学の資格が与えられます  
◇対象 病気などやむをえない理由のために義務教育を修了していない方で、来年3月31日現在満15歳以上になる人

◇願書受付け 8月16日～9月16日  
◇期間 11月11日  
◇受付け問合せ先 県教育庁  
学校教育課 (26-8111)

中学校卒業程度の学力を認定する試験で、合格者には高校入学の資格が与えられます  
◇対象 病気などやむをえない理由のために義務教育を修了していない方で、来年3月31日現在満15歳以上になる人

◇願書受付け 8月16日～9月16日  
◇期間 11月11日  
◇受付け問合せ先 県教育庁  
学校教育課 (26-8111)

中学校卒業程度の学力を認定する試験で、合格者には高校入学の資格が与えられます  
◇対象 病気などやむをえない理由のために義務教育を修了していない方で、来年3月31日現在満15歳以上になる人

◇願書受付け 8月16日～9月16日  
◇期間 11月11日  
◇受付け問合せ先 県教育庁  
学校教育課 (26-8111)

中学校卒業程度の学力を認定する試験で、合格者には高校入学の資格が与えられます  
◇対象 病気などやむをえない理由のために義務教育を修了していない方で、来年3月31日現在満15歳以上になる人

◇願書受付け 8月16日～9月16日  
◇期間 11月11日  
◇受付け問合せ先 県教育庁  
学校教育課 (26-8111)

中学校卒業程度の学力を認定する試験で、合格者には高校入学の資格が与えられます  
◇対象 病気などやむをえない理由のために義務教育を修了していない方で、来年3月31日現在満15歳以上になる人

◇願書受付け 8月16日～9月16日  
◇期間 11月11日  
◇受付け問合せ先 県教育庁  
学校教育課 (26-8111)

中学校卒業程度の学力を認定する試験で、合格者には高校入学の資格が与えられます  
◇対象 病気などやむをえない理由のために義務教育を修了していない方で、来年3月31日現在満15歳以上になる人

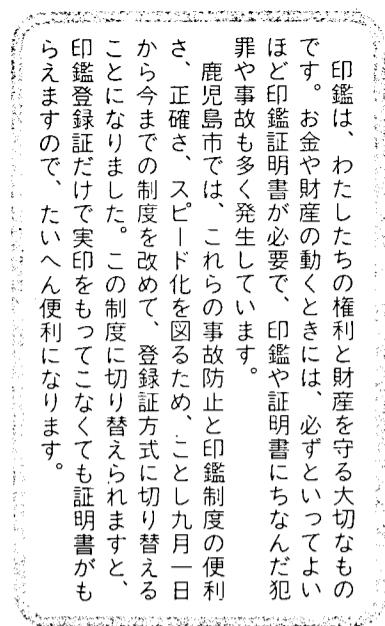
◇願書受付け 8月16日～9月16日  
◇期間 11月11日  
◇受付け問合せ先 県教育庁  
学校教育課 (26-8111)

中学校卒業程度の学力を認定する試験で、合格者には高校入学の資格が与えられます  
◇対象 病気などやむをえない理由のために義務教育を修了していない方で、来年3月31日現在満15歳以上になる人

◇願書受付け 8月16日～9月16日  
◇期間 11月11日  
◇受付け問合せ先 県教育庁  
学校教育課 (26-8111)

中学校卒業程度の学力を認定する試験で、合格者には高校入学の資格が与えられます  
◇対象 病気などやむをえない理由のために義務

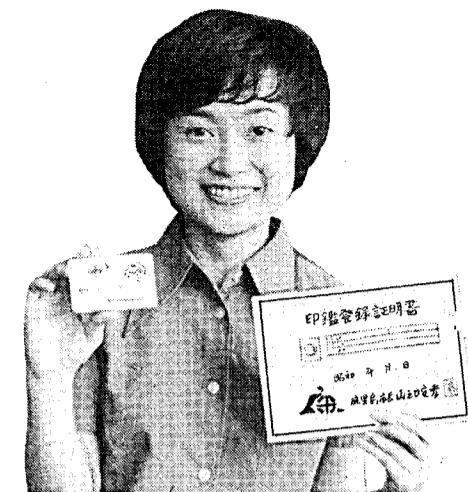




## 印鑑登録・証明の

# 制度が変わります

9月1日から登録証方式でスタート



## 手続き期間

この制度の改正手続き期間は、ことし九月一日から来年八月三十一日までの間です。市では、この期間中、手続き窓口の混雑をなくすため、市内を各町ごとに分けて手続きを受けますが、くわしくは来月以降の「市民のひろば」やチラシでお知らせしますのでご注意ください。期間中に手続きをされない場合、現在登録されている印鑑は、昭和五十三年九月一日でまつ消されます。

## 登録の申請方法

印鑑の登録申請は、本人が直接するのが原則です。本人が登録されるときは、印鑑と運転免許証など本人であることを確認できるものを持参の上、住民登録をしてある本庁または支所に申請してください。やむを得ず代理人に依頼される場合は、委任の旨を証明する書面を添えてください。ただし、本人であることの確認ができない場合や代理人による登録の申請の場合は、その場で、登録証は発行いたしません。

## 印鑑登録のできない印鑑は

- 印影が不鮮明、または、文字の判読ができる  
あなたの印鑑を合せてください。
- 印影が不鮮明、または、文字の判読ができない  
最小8ミリの正方形  
最大25ミリの正方形
- 住民基本台帳または、外国人登録原票に記録されている氏名、または氏もしくは名を表わしていないもの
- 職業、資格、その他氏名以外の事項を表わしているもの
- ゴム印、その他印材の変化しやすいもの
- 印影の大きさが一边の長さ八ミリメートルの正方形に収まるもの、また一边の長さ二十五ミリメートルの正方形に収まらないもの
- 現寸大です

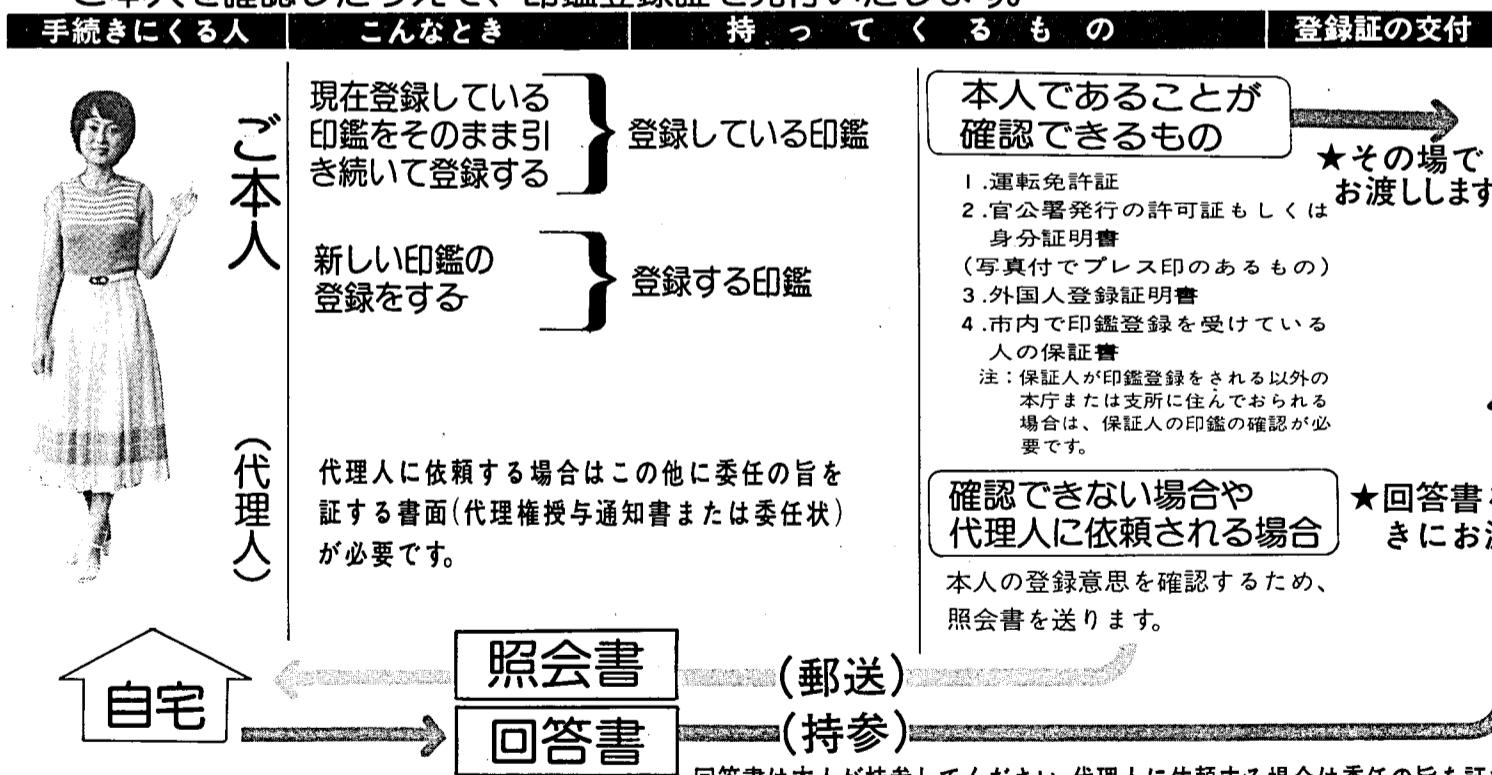
印鑑登録証は、印鑑登録証明書を受けると必ず持参しなければならないものですから、実印と同様に大切に保管してください。万一、紛失したときは直ちに届け出ると同時に、登録しなおしてください。実印をなくしたときも同じです。なお、この制度のあらましは、下図のとおりです。

問合せ 市民課

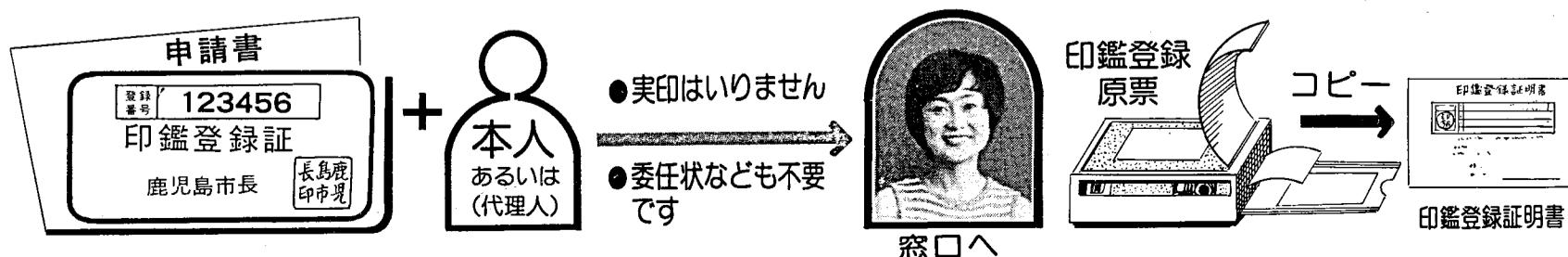
(2) 一一一

## ①印鑑登録の手続きはこのようになります。

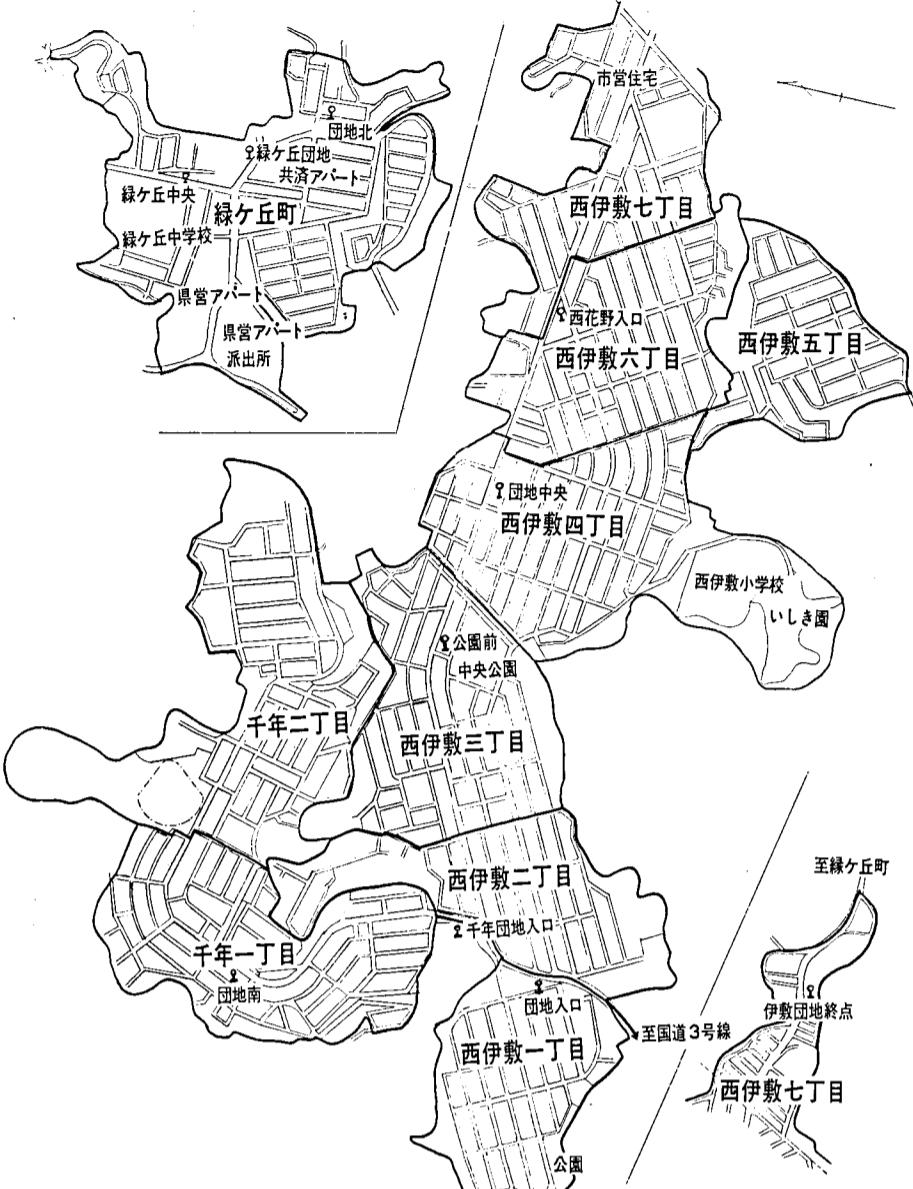
ご本人を確認したうえで、印鑑登録証を発行いたします。



## ②これからの印鑑登録証明書は実印なしですぐもらえます。



## 新町別界



**行政区域が変更** 住民票や印鑑証明の交付など、市で取り扱っている業務について七月十一日以降次とおり所管が変わります。緑ヶ丘町は本庁、西伊敷二、三、四、五、六、七丁目と千年一、二丁目は伊敷支所（変更のない町はそのまま）

行政区域が変更

建物を新築・増改築して  
路への出入口が変わった時は  
住居番号をつけたり、変更し  
たりする必要があります。

新築など届け出を

建築許可確認申請書を届け  
ると同時に清算課住居表示係  
へも届けてください。

建物を新築・増改築して  
路への出入口が変わった時は  
住居番号をつけたり、変更し  
たりする必要があります。

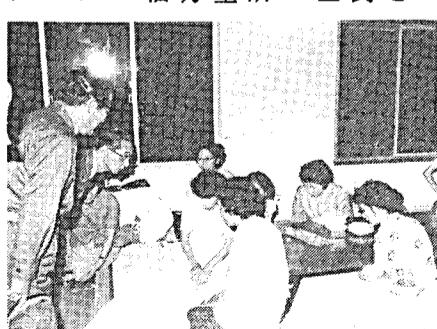
住居変更を要するもの	内 容	申 し 人	提 出 先	申請期
市役所備付の右報	住民票選挙名簿・国民年金など	市で書き替える		
自動車軸樋換証	所有者・運送業者の住所	本人	陸運局	検査時 もよい
自動車運転免許証	本籍の場合は「本籍変更通知書」を呈示	"	警察署	更新時 もよい
各種許認可証	古物営業、質屋営業、風俗営業など	"	関係官庁	各法規に 依る
不動産登記簿	登記記載人の住所など	"	法務局	すみやかに
商業登記簿	会社の本店、支店の所在地及び出資の住所変更	"	"	なるべく 早く
法人登記簿	各種組合、宗教法人、学校法人など	"	"	"
預貯金通帳	株券、預貯金、債券などの名義人の住所変更	"	金融機関	約定期

市では、本部を設置  
衛隊をはじめ、懸命の復旧  
作業を行っています。  
また、冬場にあ  
ら義援金を募り、  
災害復旧の相談に応

ただちに災害対  
直すると同時に、  
しめ警察、消防関  
係団体などのご協力  
旧作業に取り組ん  
だ多くの市民の方々  
やご支援をいただき  
めげます。

関と、きで關係で自万円③住居が全壊した場合は八十五万円(④の場合は除く)。④住居の全体が著しく損壊されたは流失するか、これと同等と認められる特別の事情がある場合は百二十万円  
くわしくは、市社会福祉課  
(24)一一一)へ。

このたびの、竜ヶ水地区地すべり災害にあわれました犠牲者の方々のご冥福を、心からお祈り申しあげますと共に、災害にあわれたみなさま方に慎んでお見舞い申します。



梅雨あけ…… サア 大掃除を

梅雨があがけると本格的な夏。夏を快適に過ごすため夏の大掃除を。市では大掃除の指導日程を次のとおり決めました。  
指導日前日まで蚊の発生源になる水たまりなど、ふだん手のとどかないまわりをきれいにしましょう。

ごみ収集連絡先  
 一般ごみ { 甲突川以北②63021  
 " " 以西⑥45813  
 不燃物 ②63021

**お願い**  
ごみとキケンヅツ（ガラス、釘  
空カン等）を出す時は別々にして  
出してください。ごみの中にキケ  
ンヅツがはいっていて作業員がケ  
ガをすることもありますので、こ  
協力ください。

日	曜	実	施	校	区	名
7/14	木	原	真	明	和	
15	金	田	上	庄	武	岡
16	土	中	都	宿	中	洲
18	月	武	西	田	荒	田
19	火	紫	原	西	紫	原
20	水	鷗	池	南		
21	木	吉	野	大	明	仁
22	金	玉	江	伊	教	草
23	土	川	上	西	伊	敷
26	火	皆	与	志	小	山
27	水	南	童	木	山	下
28	木	大	童	清	水	坂
29	金	六	輔	松	原	
30	土	東	櫻	島	全	域